平成２３年（フ）第３７７号
神奈川県海老名市社家73番地の３　グランベリーコートＢ201
債務者　若月　直子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８９０号
東京都葛飾区奥戸５丁目11―14―301
債務者　江川　　裕
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９５号
東京都江東区枝川１丁目９―17―901
債務者　詫間　仁美（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２８７号
東京都練馬区北町８丁目30―16―401
債務者　竹田　文恵
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２３号
東京都東村山市恩多町３丁目28番地１金子ビル303
債務者　大平　元二
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２２４号
東京都東村山市恩多町３丁目28番地１金子ビル303
債務者　大平　石子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４５２号
横浜市中区三吉町４番地11　福島ビル302号室
債務者　玉寄　榮朗
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５３号
横浜市中区三吉町４番地11　福島ビル302号室
債務者　玉寄トヨ子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７６号
青森市大字浦町字奥野71番地23
債務者　阿部真理子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１号
青森県五所川原市大字原子字山元194番地２
債務者　阿部　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月26日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１２６号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野２丁目45番地25
債務者　大野　雅弘
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５８号
静岡県磐田市長森126番地、住民票上の住所静岡県磐田市長森310番地
債務者　伊藤　智子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
静岡県磐田市長森126番地
債務者　鈴木　　實
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１２号
熊本県球磨郡錦町大字西3280番地
債務者　新町　英雄
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後３時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第３６０号
北海道釧路郡釧路町新開１丁目11番地
債務者　田中　義春
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午前９時30分
釧路地方裁判所